年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）
年金審査課
管理課
医療課
調査課
特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
指導監査課（北海道厚生局を除く。）
（総務課の所掌事務）

第七百十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

２　関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（上席児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　児童扶養手当監査官二人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

ハ～ヘ　（略）

三　（略）

２～７　（略）

（密輸対策官）

第七百三十四条の七　関東信越厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官二人を、近畿厚生局の密輸対策課に密輸対策官三人を置く。

２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条及び第四十七条の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）
年金審査課
管理課
医療課
調査課
特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
指導監査課（北海道厚生局を除く。）
（総務課の所掌事務）

第七百十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

２　関東信越厚生局の総務課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十一号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

（上席児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　児童扶養手当監査官二人

ハ～ヘ　（略）

三　（略）

２～７　（略）

（密輸対策官）

第七百三十四条の七　関東信越厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。

２　（略）